

第 22 回高知県屋外広告物審議会

議 案 書

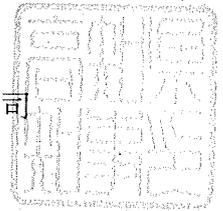
令和 8 年 2 月 1 2 日

高知県屋外広告物審議会長 様

高知県屋外広告物条例第 50 条第 2 項の規定に基づき、下記のことについて諮問します。

令和 8 年 1 月 6 日

高知県知事 濱田 省司



記

- 1 自動車専用道路における許可地域等の指定の追加について
 - ・都市施設として定められた道路のうち、窪川佐賀線（予定地を含む。）から側方へ 500 メートル以内の区域で、四万十町西インターチェンジから黒潮拳ノ川インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
 - ・中村宿毛道路から側方へ 500 メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）

自動車専用道路における許可地域等の指定の追加について

高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号）第5条第7号に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

【追加する区域】

1. 都市施設として定められた道路のうち、窪川佐賀線（予定地を含む。）から側方へ500メートル以内の区域で、四万十町西インターチェンジから黒潮拳ノ川インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
2. 中村宿毛道路から側方へ500メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）

(参考) 許可地域等の追加に関する新旧対照表

○高知県屋外広告物条例による区域及び市町村の指定 (抜粋)

新		旧	
2 条例第5条各号に掲げる区域(許可地域等)		2 条例第5条各号に掲げる区域(許可地域等)	
該当の号	区域	該当の号	区域
第7号	四国横断自動車道から側方へ500メートル以内の区域で、愛媛県境から須崎東インターチェンジまでの区間(展望可能なものに限る。)	第7号	四国横断自動車道から側方へ500メートル以内の区域で、愛媛県境から須崎東インターチェンジまでの区間(展望可能なものに限る。)
	都市施設として定められた道路のうち、須崎中央線・中土佐窪川線から側方へ500メートル以内の区域(展望可能なものに限る。)		都市施設として定められた道路のうち、須崎中央線・中土佐窪川線から側方へ500メートル以内の区域(展望可能なものに限る。)
	<u>都市施設として定められた道路のうち、窪川佐賀線(予定地を含む。)から側方へ500メートル以内の区域で、四万十町西インターチェンジから黒潮拳ノ川インターチェンジまでの区間(展望可能なものに限る。)</u>		<u>中村宿毛道路から側方へ500メートル以内の区域で、四万十インターチェンジから平田インターチェンジまでの区間(展望可能なものに限る。)</u>
	<u>中村宿毛道路から側方へ500メートル以内の区域(展望可能なものに限る。)</u>		阿南安芸自動車道のうち、北川奈半利道路から側方へ500メートル以内の区域(展望可能なものに限る。)
	阿南安芸自動車道のうち、北川奈半利道路から側方へ500メートル以内の区域(展望可能なものに限る。)		都市施設として定められた道路のうち、南国安芸線(予定地を含む。)から側方へ500メートル以内の区域で、高知龍馬空港インターチェンジから芸西西インターチェンジまでの区間(展望可能なものに限る。)
	都市施設として定められた道路のうち、南国安芸線(予定地を含む。)から側方へ500メートル以内の区域で、高知龍馬空港インターチェンジから芸西西インターチェンジまでの区間(展望可能なものに限る。)		条例第5条第6号の規定により指定した道路から側方へ100メートル以内の区域(展望可能なものに限る。)
	条例第5条第6号の規定により指定した道路から側方へ100メートル以内の区域(展望可能なものに限る。)		